

年少労働調査資料

88-2

第18集

学びながら働く年少者

— 労働基準法による使用許可証明書を
えて働く年少者の労働条件調査報告 —

労働省婦人少年局

1952年7月

(14)

目 次

一 調査の目的	3頁
二 調査の対象	4
三 調査の時期および方法	4
四 調査の結果	5
(一) 概 況	5
(二) 年齢別、性別にみた就労状況	6
(三) 産業別にみた就労状況	7
(四) 労働時期別にみた就労状況	9
(五) 就労時期別にみた労働時間	13
(六) 幼児の就労状況	16
む す び	17

一 調 査 の 目 的

年少労働者に対する労働保護のうちで、最も重要な意義をもっているものの一つは最低年令制度である。わが国でも、労働基準法第56条に工業的な労働（同法第8条第1号より第5号まで）の最低年令を満15才と定めている。そして、満15才未満の者は、非工業的な事業部門で働く場合にかぎり、しかも労働基準監督署長の許可を受けた場合にだけ就業させることができることになっている。

満15才未満の年少者は義務教育該当年令でもあり、発育の最も盛んな時期にもあるので、順調な心身の発達をはかるためには、労働に従事させるよりも修学に専念させ、もつばら心身の成長をはからせることが、社会的にもまた個人的にも望ましいことは、近代の労働科学の帰結であり、また国際労働会議の条約としてひろく採択されているところでもある。そしていうまでもなく労働基準法の趣旨でもある。

ところが、今日の社会的、経済的事情のもとでは、これら年令層の者の中には、学業のかたわら、あるいは学校を休み、あるいは全くこれを放擲してさえも労働に従事しなければならない者が少なくない状況である。そこでこれら多数の年少労働者のうちで、労働基準法に基く使用許可証明書を受けて、正規に働いている年少労働者は、一体全国でどのくらいおり、どんな業務において、どんな労働条件で働いているかを調査して、これらの働いている学令の年少者の適業配置や労働条件の向上など、労働保護の推進のために基礎資料を把握することは、極めて必要なことであ

る。こうした必要に応ずることがこの調査の目的である。

二 調査の対象

この調査は、労働基準法第 56 条に基く使用許可証明書を得て働いている満15才未満の年少労働者を対象とした。

三 調査の時期および方法

(1) 調査の時期

この調査は、各都道府県労働基準局に管内各労働基準監督署から提出保管されている使用許可証明書写のうちで、昭和25年4月1日から昭和26年3月末日までに、労働基準法第6章に謳われている使用を許可し、且つ同年4月10日までに各基準局にその写が提出されたものを基礎資料とした。

(註) 第一回は労働基準法中第6章の実施(昭和23年11月1日)以来、昭和24年3月末日までに使用を許可したもの、第二回は昭和24年4月1日より昭和25年3月末日までに使用を許可し、それぞれ各基準局にその写が提出されたものを基礎資料とし、調査したもので、従つてこの報告書は第3回目の調査にあたる。第一回の調査結果は、年少労働調査資料第7集、として発行済である。

なお、この第一回、第二回の調査で把握された数を巻末に参考として添付してある。

(2) 調査の方法

婦人少年局地方職員室が、前記の調査対象について、証明書写の記載事項に基いて調査記入し、中間集計した別紙調査表を婦人少年局で取り纏めたものである。なお対象の選出については抽出方法によらず、悉皆調査によつた。

(調査表の様式は参考として、巻末に添付)

四 調 査 の 結 果

(一) 概 況

1. この調査によつて把握された満15才未満の年少労働者は、全国で 5,536名 (男子 4,368名、女子 1,218名) で、第一回で把握された数より 約 30 %減少しているが、第二回で把握された数よりは、約 15 %増加している。なお、この 5,586名の中には、学令以下の幼児(映画、演劇などの俳優子役で、年令 4・5 才の者)が28名含まれている。
2. 調査を実施した 46 都道府県の中で「該当者なし」と報告されてきた県は、千葉と徳島の二県であつた。
3. 15才未満の年少労働者が働いている事業の種別は 28 種で、業務の種別は 20 種にわたっているが、第二回の調査の結果と比べると、事業の種別ははるかに減つている。なお、この分類の整理は第二回と同様、日本標準産

業分類および職種分類表に基いた。

4. 前記のとおりここに報告された年少労働者の数は、昭和25年4月1日から同26年3月31日までの間に使用許可になつた者の数であつて、現在働いている児童数とは一致しない。

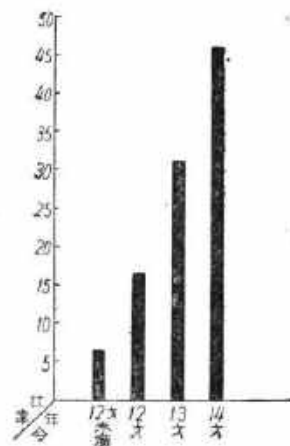
(二) 年令別、性別にみた就労状況

第1表 年令構成表

年令別 性別	計	12才未満	12才	13才	14才
計	5,586	354	919	1,741	2,572
男	4,368	176	747	1,490	1,955
女	1,218	178	172	251	617

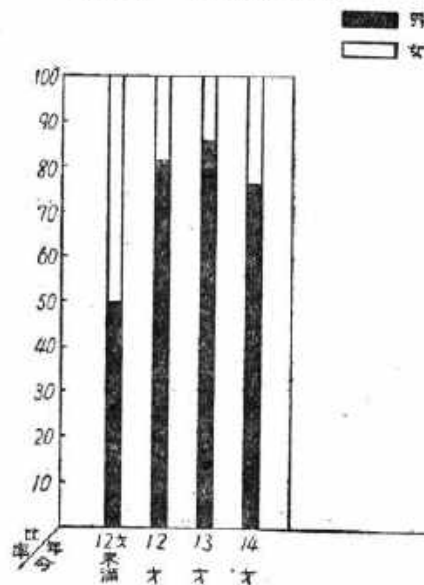
1. 年令別に就労状況をみると第一回、第二回の調査結果と同じ様に、年令の高くなるに従つて男女共に働く者の数は増加しており、特に13才、14才の者が多い。すなわち5,586名の中、12才未満は354名(6.3%) 12才は919名(16.5%) 13才は1,741名(31.2%) 14才は2,572名(46.0%)となつてゐる。
2. 性別にみると、5,586名の中、男子は4,368名で全体の78.2

第1図 年令構成図



%を占め、女子は 1,218名で 21.8%を占めている。(女子は第一回の調査結果では 11.6%, 第二回では 13.5%で、だんだん女子の占める割合が高くなつてきている)つまり、男子は女子の約3倍強であるが女子よりも男子が多いのは、後にみられるように就労者の大部分を占める新聞配達業が、女子よりも男子に向く業務であるためか、あるいは女子は、労働基準法適用外にある子守とか台所の手伝など、いわゆる家事労働の者が多く、そのため証明書制度の対象とならなかつたことなどが、女子が少ないことの主な原因となつていようと思われる。

第2図 男女構成図



3. 年齢別に男女構成をみると、12才未満は後にみられるように幼児の子役、ダンス等に女子の数が多くみられるため、男子よりわずかに多いが、12才以上になると男子がそれぞれ 70 %以上を占めている。

(三) 産業別にみた就業状況

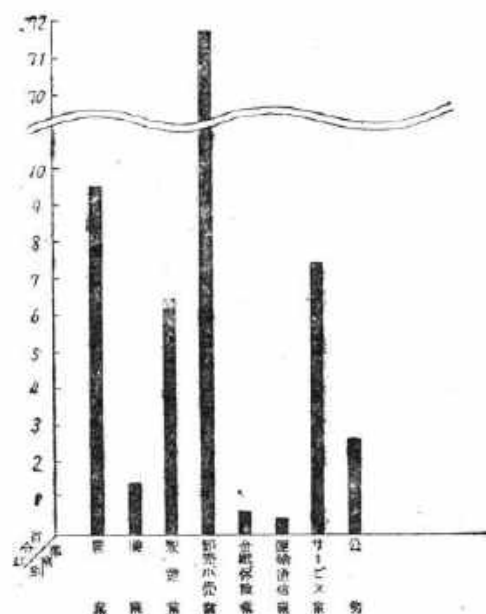
1. 産業別にこれら年少者の就業分布を見ると、もつとも多いのは卸売及び小売業の 4,004名 (71.6%)で、つづいて農業の 531名 (9.5%), サービス業 412名, 製造業 357名, 公務 149名, 漁業 76名, 金融保険業 37名, 運輸通信業 20名 の順となつている。

第2表 産業別就業者分布表

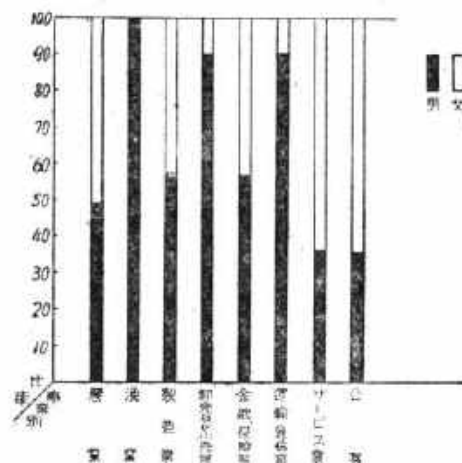
産業別 性別	計	農	業	漁	業	製造業	卸及 売 小売業	金 保 險 業	通 信 業	輸 送 業	サー ビ ス 業	公 務
計	5,586	531	76	357	4,004	37	20	412	149			
男	4,368	259	76	206	3,584	21	18	151	53			
女	1,218	272	0	151	420	16	2	261	96			

卸売及び小売業に目立つて多いのは前記のように、これら年令層の年少者の多く働いている新聞配達の業務が含まれているためである。

第3図 産業別就業者分布図



第4図 産業別男女構成図



2. 男女の差を見るとサービス業、公務及び農業等は女子が男子より多いのに比べ、漁業、卸売及び小売業、運輸通信業等は男子がそれぞれ大半を占めている。

(四) 労働時期別にみた就労状況

(労働時期別とは学校のある普通の時期にだけ働くいわゆる就学時期に働く者と学校のない夏季、冬季等の休暇時に働くいわゆる就学時期外に働く者との働く時期別のことを言う。)

労働時期別にみると、全体の傾向としては就学時期中に働く者が多いが、就学時期に働く者の数が就学時期外に働く者の数より多い業種は、漁業、卸売小売業、サービス業で、逆に就学時期に働く者の数が少ない業種は農業、製造業、金融保険業、運輸通信業、公務等である。就学時期外に働く者の方が多い産業には、季節的短期労働や臨時短期労働や或いは休暇中のアルバイト的短期労働が多い。

1. 就学時期に働く者

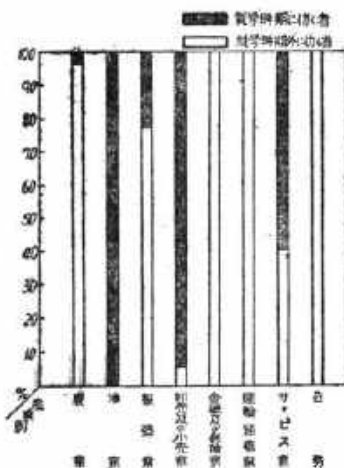
イ 性別にみると、5,586名の中毎日働く者3,869名、毎日働かない者327名、計4,196名(75.1%)が就学時期に働き(第二回の調査では4,642名で95.8%を占めている)その中、男子は3,690名、女子は506名で男子は男子全体の84.5%、女子は女子全体の41.5%をそれぞれ占めている。

第3表 産業別、職種別就労者数

産業別 職種別 労働時期別	総計	農 業		漁業		製 造 業					卸 売 及 び 小 売 業			金 融 及 び 保 險 業		運 通 信 業		サ ー ビ ス 業							公 務			
		穀物作 業以外 及び作 園業	果樹作 園業	沿岸漁 業	塩業	化学工 業	印刷業	その他の 業	化学紡 織業	食品工 業	新聞卸 売業	その他の 品	卸売及 び売	銀行業	証券業	郵便業	医療保 険業	映画製 作	劇場及 興業	旅行業	他に修 理業	たばこ 業	その他 業	事務見 習				
		農 家 手 伝 掛	りんご袋掛	いか釣	漁夫手 伝	採 掘 補 助	事務見 習	事務見 習	販 売 仕 習	見 習	新聞配 達	配 達 員	店 員 役	事務見 習	事務見 習	事務補 助	見 習	事務補 助	子 役	子 役	歌 手	ダン ス 員	放 送 員	助 手	雑 役	事務見 習		
総 数	5,586	9	35	487	15	61	71	216	78	11	179	3,938	3	33	30	21	16	20	21	22	235	7	92	1	7	6149		
就学時期中	4,196	3	8	0	15	61	71	0	0	7	0	2	3,732	3	0	0	0	0	0	5	11	207	5	14	0	2	0	0
就学時期外	1,390	6	27	487	0	0	0	216	71	11	177	156	0	33	30	21	16	20	21	16	11	28	2	78	1	5	6149	

□ 職種別にみると、新聞配達をもつとも多く3,782名で90.1%を占めている他、劇場及び興業の子役が207名で4.9%、採掘補助が71名で1.7%占めている。これらの業務に就いている者が多いのは、労働時期や時間が就学時期に働くのに適しているからであろう。新聞配達の場合は、その労働時間は登校前あるいは放課後一定の短時間であり、子役では年少者自身が好む好まないは別として概ね一定の期間に間けつ的に働くことができ、修学に影響することが少く、しかも子役は児童でなければならないなどの理由に基くものと言えよう。

第5図 産業別労働時期構成図



第4表 就学時期に働く者

(1) 毎日働く者

時間区分 性別	計	1週3時間以下	3~6	6~9	9~12	12~15	15~18	1週18時間以上
計	3,869	648	2,230	646	247	77	15	6
男	3,486	521	2,030	607	239	75	8	6
女	383	127	200	39	8	2	7	0

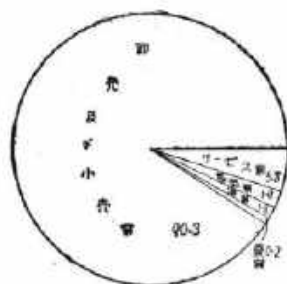
(2) 毎日は働かない者

時間区分 性別	計	1週2時間30分以下	2.30~5	5~7.30	7.30~10	10~12.30	12.30~15	1週15時間以上
計	327	137	87	83	5	11	1	3
男	204	94	44	59	2	2	1	2
女	123	43	43	24	3	9	0	1

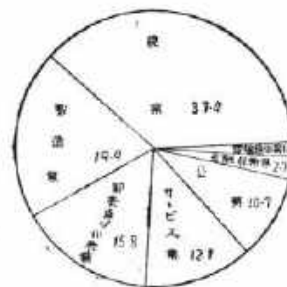
2. 就学時期外に働く者

イ これは主として、長期の休暇、例えば春季休暇、夏季休暇、冬季休暇などに働いている者で、したがって、前項に掲げた就学時期に働く者を除いた残りの者で 1,390名 (24.9%) が就学時期外に働き (第二回ではわず

第 6 図 就学時期に働く者の産業別分布図



第 7 図 就学時期外に働く者の産業別分布図



第 5 表 就学時期外に働く者

(1) 毎日働く者

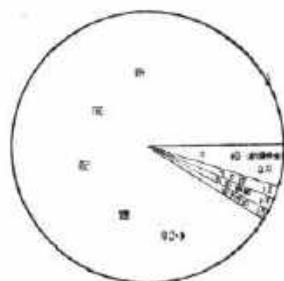
時間区分 性別	計	1週6時 間以下	6時間 以上～ 12以下	12～18	18～24	24～30	30～36	36～42	1週 42時間 以上
計	1,160	104	84	11	4	2	3	923	24
男	621	75	55	10	3	2	1	467	8
女	539	29	29	1	1	0	7	456	16

(2) 毎日は働かない者

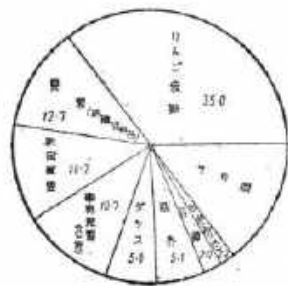
時間区分 性別	計	1週5時 間以下	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	1週 35時間 以上
計	230	56	18	44	7	3	0	0	102
男	57	11	0	3	4	2	0	0	37
女	173	45	18	41	3	1	0	0	65

か 203名で 4.2%) の中男子は 678名、女子は 7.2名数えられ、男子は男子全体の 15.5%、女子は女子全体の 58.5%に当るが女子の方が男子よりも多くなっている傾向は第 9 図で示すように、先の就学時期にくらべて男子の新聞配達が少ないなどによるものと思われる。

第 8 図 就学時期に働く者の
職種別分布図



第 9 図 就学時期外に働く者の
職種別分布図



職種別にみると、やはり季節的短期労働(リンゴ袋掛等)が多く487名で35%を占め、次で化学紡織、食料品工業等の見習が177名で12.7%、新聞配達156名で11.2%、公務(見習)が149名で10.7%等が比較的多く、この外、食料品工業等の販売、劇場興業等のダンス卸売小売の店員、雑役等にそれぞれ30名以上働いている。

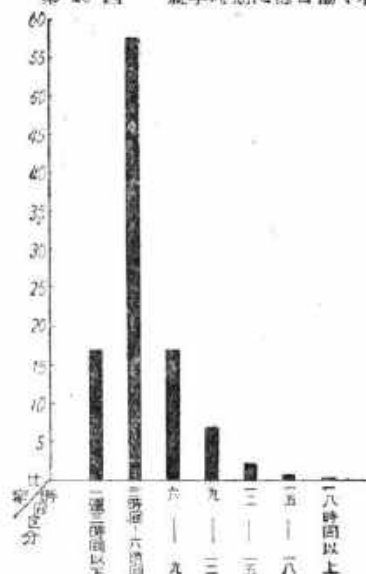
このように就学時期に働く者に比べ、季節短期労働や見習のように臨時短期労働の性質のものが多いたのは、いずれも休暇中だけか、あるいは、その前後で修学に差支えない程度に休んで働くことができる業務だからであろう。

(五) 就学時期別にみた労働時間

1. 就学時期

イ 毎日働く者(1週1日の休日を原則として、これを除いた六日間働く者)についてみると就学時期に働くもの4,196名のうち3,869名(92.2%)が毎日働いている。この者の労働時間についてみると、第4表及び第10図のように1週3時間以上6時間以下働くもの、すなわち1日平均30分から1時間働く者が2,230名(57.6%)を占め最も多く、又、全体的にみ

第10図 就学時期に毎日働く者



が83名(25.4%)の外はわずかしかおらず、全体的に7時間30分以下働く者が大部分を占めている。

2. 就学時期外

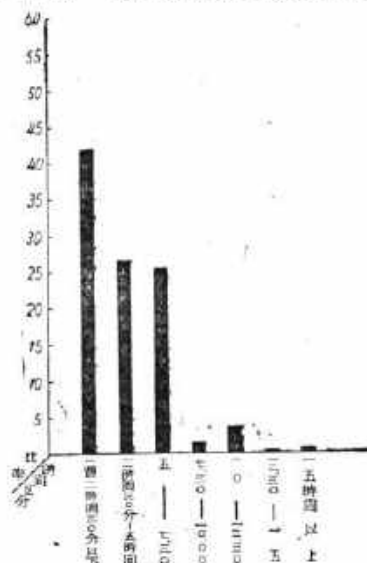
イ 毎日働く者

て、1週6時間以下働く者、すなわち1日平均1時間働く者がそれ以上の時間労働するものよりもはるかに多いが、その大部分は新聞配達であるように、1日について30分から1時間のパートタイム的な仕事に従事する者が多いことを示している。

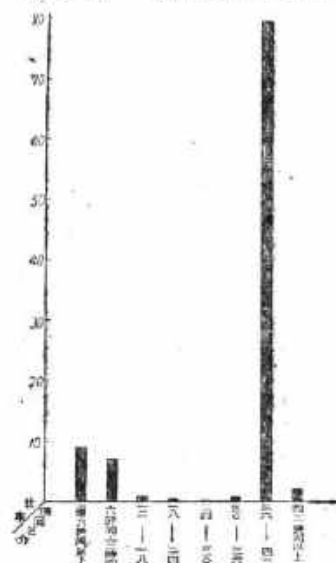
1週18時間以上すなわち1日平均3時間以上働く者が、わずかに6名(0.2%)、—新聞配達3名(男)、劇場等の子役3名(男)—にすぎない。その理由は労働基準法によつて15才未満の児童は修学時間(休憩時間は除く)を通算して1週42時間、1日7時間を超えて労働させることができないことによるものである。

□ 毎日は働かない者についてみると327名で就学時期に働く者のわずか7.8%にしか当たらない、この者の労働時間についてみると、1週2時間30分以下の者が137名(41.9%)で一番多く、1週2時間30分から5時間働く者が87名(26.6%)、1週5時間から7時間30分働く者

第 11 図 就学時期に毎日働かない者



第 12 図 就学時期外に毎日働く者



就学時期外に働く者 1,290 名の中、毎日働く者は 1,160 名で、その 83.5% に当る。先にも述べた通り、労働基準法では修学時間を含めて 1 日 7 時間、1 週 42 時間の労働が 15 才未満の年少者に許されている。したがって前に述べた就学時期に働く者の労働時間に比べて、この就学時期外に働く者の労働時間は、修学時間とは事実上無

関係となるので比較的長時間働く者が多いのは当然であり、従つて第5表が示すとおり1週36時間から42時間働く者がもつとも多く923名あつて、約80%を占めている。又就学時期に働く者とは逆に、全体的にみても1週6時間以上働く者が90%を占めている。

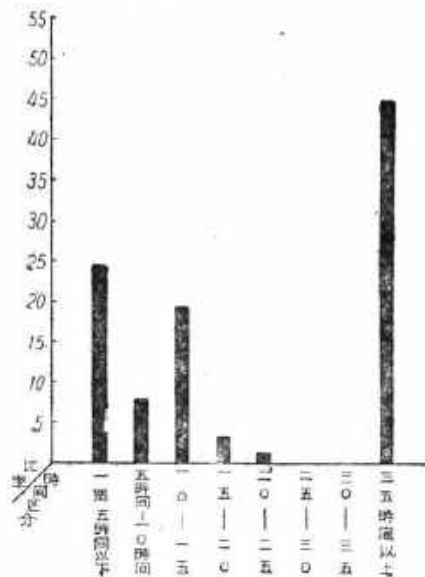
ロ 毎日は働かない者

毎日は働かない者についてみても、1週35時間以上働く者が矢張り一番多く、230名の中102名で44%を占めている。

(六) 幼児の就労状況

法令に達しない幼児の就労状況についてみると、これらは労働基準法第56条によつて映画の製作又は演劇の事業にだけ12才未満の児童でも許可を得て働くことができることになつていたので。ここに報告された27名の者はすべてこの事業に働いているものだけである、内容をこまかく観察してみれば別表のようになるが、これらの幼児の大部分は4・5才の者で、中には5才の男の子役が1日3時間の労働で1カ月の契約期間だけで20,000円の賃金を得ているという例もある。

第13図 就学時期外に毎日は働かない者



学令に適しない幼児の業務と労働時間表 (27名)

性別	事業名	業務名	労働時間	契約期間
男	映画製作業	子役	1日 2時間	昭 25.9.1~26.8.31迄の中 必要の歳度 26.1.31~26.2.10の間の 3日間
女	演舞劇 案 興 業	俳子舞子	1日 10分間 " 20分 " 20分 " 7時間以内 " 10分 " 20分 " 1時間10分 " 2時間 " 20分 1日 3時間 " 1時間	25.6.2 ~ 25.6.30 25.6.28.29 の 2日間 1ヶ月 28日間 49日間 28日間 1ヶ月 24日間 1ヶ月 2日間 16日間 3日間 1ヶ月
男		手 役	" 20分 " 30分 1日9時間(実働 1.5時間)	" " 2日間 " 16日間 " 3日間 " 1ヶ月
女		子 役	1日 5時間 " 15分 " 10分 " 30分 " 20分 1日 30分	" 1週間 " 1週間 " 50日 " 27日 " 25日

む す び

以上で労働基準法による使用許可証明書を受けて働いている学令以下の幼児を含む15才未満の年少者について調査結果の概況を述べたのであるが、これによつて児童の労働実態が、その一部ではあるが、解明されたものと思う。

これらの児童は心身共に発達の過程にあり、特に保護を要するものであつて、学業に専念することの望ましいことは当然なことなのであるが、この調査結果で示された通り少からぬ年少者が、働きつ

つ学んでいる現状であり、その80%は新聞売りで占められている。

今回の調査で解明できなかつた点、例えば、かれらが、どのような動機から働かねばならないか、さらに、かれらの日常生活はどのようになされているか、などについては、今後更にその実態を把握するための調査が、いろいろの角度からなされなければならないと考えている。

都 道 府 県 名	性 別		男					女					合 計	備 考
	年 令 別		12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計		
18 福井	井					5	5				2	2	7	
19 山梨	梨				6	153	159				117	117	276	
20 長野	野	36	78	89	31	234	9	13	25	13	60	294		
21 岐阜	阜					1	1						1	
22 静岡	岡				10	10	20			1	4	5	25	
23 愛知	知			11	18	42	71		2	3	15	20	91	
24 三重	重			1			1		1	1	1	3	4	
25 滋賀	賀			5	17	34	56		1	4	9	14	70	
26 京都	都	16	19	48	71	154	29	7	10	9	55	209		
27 大阪	阪	14	21	46	47	128	9		2	9	20	148		
28 兵庫	庫	4	18	45	127	194			2	64	66	260		
29 奈良	良	1	1	9	7	18		1		2	3	21		
30 和歌山	歌	2	9	16	26	53	2		2	2	6	59		
31 鳥取	取			2	7	4	13			1	1	2	15	
32 島根	根			10	6	5	21		1	2	2	5	26	
33 岡山	山	14	30	27	15	86	1	6				7	93	
34 広島	島	18	136	232	192	578	6	8	36	38	83	666		
35 山口	口			23	53	59	135		1	7	7	15	150	

都 道 府 県 名	性 別 年令別	男					女					合 計	備 考
		12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計		
36 徳 島													該当なし
37 香 川			1	8	24	33			2	18	20	53	
38 愛 媛			3	4	2	9		1	2	0	3	12	
39 高 知	2	2	1	3	11	17			3		3	20	
40 福 同			4	37	79	120			4	1	5	125	
41 佐 賀	2	2	15	44	38	99		9	9	12	24	123	
42 長 崎			20	28	24	72		1	6	7	14	86	
43 熊 本				5	5	10			1	2	3	13	
44 大 分			47	93	94	240		20	10	9	39	279	
45 宮 崎			3	17	45	65			5	48	53	118	
46 鹿 児 島			19	33	26	78		11	6	11	28	106	
合 計		176	747	1,490	1,955	4,363	178	172	251	617	1,218	5,586	

(参 考)

(第一回調査) (労働基準法中第6章の実施(昭和20年11月1日)以来、昭和24年5月末日)
 (主でに使用許可になつた者)

男 女 別 年 令 構 成

年 令 別 性 別	計	12才未満	12才	13才	14才
計	7,832	294	1,600	2,947	2,991
男	6,924	181	1,407	2,661	2,675
女	908	113	193	286	316

(義務教育修了者および学令以下の幼児 110名を含む)

産 業 別 就 業 者 分 布 表

産 業 別 性 別	計	農 業	水産業	土建業	製 造 業	商 業	金融業	運 輸 信 息	サ ー ビ ス 業	自由業	公 間 務 休
計	7,722	71	83	4	23	7,178	1	21	290	14	32
男	6,830	13	70	4	23	6,525	0	15	151	8	21
女	892	58	13	0	5	653	1	6	139	6	11

産業別労働時期構成表

産業別 労働時期別	計	農業	水産業	土建業	製造業	商業	金融業	運送 通信	サービス業	自由業	公務 務休
計	7,722	71	83	4	23	7,173	1	21	290	14	32
就学時期中	7,328	12	82	4	9	6,944	1	3	262	12	3
就学時期外	394	59	1	0	19	232	0	18	28	2	29

労働時期別・働く者と業務の種類別表

業種別 時期別	計	新配	開通	映画俳優	舞台俳優	歌手 万才	弁当持	給仕	探検夫	人及び雄役	劇場内 問子	店員	配達	事務員	理容 見習	家畜飼育	手加工	茶摘み	値物 布拭	郵便 区分	電話 交換手	その他
計	7,722	7,153	117	166	3	63	43	20	23	4	7	4	2	2	2	1	53	14	2	2	11	
就学時期中	7,328	6,933	95	161	3	62	23	20	14	4	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	1	
就学時期外	394	225	22	5	0	1	20	0	9	0	4	1	0	0	1	0	53	14	2	2	10	

幼 児 の 業 務 と 労 働 時 間 表

性 別	事 業 名	業 務 名	労 働 時 間	人 員
	合 計			19
男	映 画 製 作 業	子 役	3 0 時 間	1
"	"	"	"	"
"	"	"	1 2 時 間	"
"	演 芸 そ の 他 の 興 業	踊 子	"	"
"	"	"	"	"
女	映 画 製 作 業	子 役	2 時 間	10
"	"	"	1 2 時 間	1
"	"	"	"	1
"	演 芸 そ の 他 の 興 行	踊 子	6 時 間	1
"	"	"	"	1

(第一回調査)

府県別に見た性別、年令構成表

備考 ()内は義務教育修了者及び幼児の数を示す。

昭和23年11月1日より昭和24年3年末日まで

府県別	性 別		男					女					合 計
	年令別		12才未満	12	13	14	小 計	12才未満	12	13	14	小 計	
(1) 北海道		0	68	(1) 119	70	(1) 257	0	5	4	(1)	1	(1) 10	(2) 267
(2) 青 森		1	93	155	85	331	0	11	18		7	36	367
(3) 岩 手		0	13	51	60	124	0	0	3		10	13	137
(4) 宮 城		1	47	66	223	337	1	2	1		2	6	343
(5) 秋 田		0	0	16	65	81	0	0	0		2	2	83
(6) 山 形		0	16	(1) 44	(1) 26	(2) 86	0	3	2		0	5	(2) 91
(7) 福 島		3	50	144	166	363	1	1	12		3	17	380
(8) 茨 城		0	13	(1) 34	38	(1) 85	0	0	1		1	2	(1) 87
(9) 栃 木		0	10	40	32	82	0	2	5		3	10	92
(10) 群 馬		1	29	45	28	103	0	1	0		1	2	105
(11) 埼 玉		9	44	(63) 17	0	(63) 70	0	2	(5)	0	0	(5) 2	(73) 72
(12) 千 葉		10	10	22	4	46	0	1	3		0	4	50
(13) 東 京	(10)	57	96	155	124	(10) 434	(3) 42	14	18	(1)	7	(4) 81	(14) 515
(14) 神 奈 川		0	17	31	35	83	5	2	0		0	7	90
(15) 新 潟		0	8	30	20	58	0	2	2		1	5	63
(16) 富 山		3	66	82	37	188	1	2	3		5	11	199
(17) 石 川		0	0	1	13	14	0	0	0		7	7	21

性 別			男					女					合 計
年令別			12才未満	12	13	14	小 計	12才未満	12	13	14	小 計	
府県別													
(18)	福	井											
(19)	山	梨	0	17	32	30	79	0	1	1	9	11	90
(20)	長	野	2	10	53	56	121	0	2	1	0	3	124
(21)	岐	阜	14	29	56	61	160	1	6	11	15	33	193
(22)	靜	岡	2	11	26	25	64	0	9	18	31	58	122
(23)	愛	知	5	39	125	115	284	4	3	8	8	23	307
(24)	三	重	3	5	8	8	24	1	9	1	7	18	42
(25)	滋	賀	2	35	47	63	147	0	10	19	25	54	201
(26)	京	都	(2) 22	53	66	54	(2) 195	(2) 34	12	9	9	(2) 64	(4) 259
(27)	大	阪	(2) 8	4	(1) 5	1	(3) 18	5	1	5	1	12	(3) 30
(28)	兵	庫	3	24	57	64	148	(1) 0	3	4	5	(1) 12	(1) 160
(29)	奈	良	8	33	45	20	106	3	4	6	4	17	123
(30)	和	歌 山	1	3	8	1	13	0	0	0	0	0	13
(31)	鳥	取	0	8	16	9	33	0	0	2	2	4	37
(32)	島	根	0	8	12	16	36	0	0	0	1	1	37
(33)	岡	山	0	57	102	83	242	0	11	21	7	39	281
(34)	広	島	0	170	192	148	510	0	20	24	9	53	563
(35)	山	口	2	(1) 63	(2) 83	82	(3) 230	0	9	11	21	41	(3) 271
(36)	徳	島	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1

性 別 年令別 府県別	男					女					合 計
	12才未満	12	13	14	小 計	12才未満	12	13	14	小 計	
(37) 香 川	0	11	34	27	72	0	2	4	7	13	85
(38) 愛 媛	0	9(1)	3(1)	11(2)	23	0	2	4	9	15(2)	38
(39) 高 知	0	1	10	7	18	0	0	0	3	3	21
(40) 福 岡	4	71	291	448	814	2	7	12	31	52	866
(41) 佐 賀	2	35(1)	37(1)	42(2)	116	2	10(1)	15	21(2)	48(3)	164
(42) 長 崎	1	8(1)	24	91(1)	126	0	2(1)	3	12(1)	17(2)	141
(43) 熊 本	0	9	15	29	53	0	3	5	2	10	63
(44) 大 分	0	104	140	107	351	10	9	17	12	38	389
(45) 宮 崎	1	2	15	14	32	5	4	2	5	16	48
(46) 鹿 児 島	0	10	30	33	73	0	6	4	8	18	91
計	(14)167	(1)1406	(77)2584	(3) 2672	(95)829	(6) 107	193(7)	279(2)	314(15)	893(110)	7722

(第二回調査)

昭和24年 4月 1日より昭和25年 3月末日までに使用許可になった者

男 女 別 年 令 構 成 表

年 令 別 性 別	計	12才未満	12才	13才	14才
計	4,834	384	977	1,651	1,872
男	4,224	193	848	1,486	1,691
女	660	185	129	165	181

産 業 別 就 業 者 分 布 表

産 業 別 性 別	計	農 業	林 業	漁 業	製 造 業	卸売及び 小 売 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	4,845	103	1	158	281	3,935	290	27
男	4,210	49	1	158	263	3,594	135	10
女	635	54	0	0	18	391	155	17

産業別、職種別、労働時期構成表

産業別 職種別 労働時期別	総計	農業		林業	漁業	製造業					卸売及び小売													
		穀物の開墾作物農業 の耕作及びその他		果樹園農業	製薪業	沿岸漁業	塩製造業	工業、紡織、食料品、 その他の化学、			小新聞卸及び業	売及び小売業 その他の物品卸			映画製作									
		農耕 及 家事	農耕 及 家事	生茶摘採	りんご袋掛	雑役	経結束業	烏賊釣	漁労手伝	雑役	採塩夫	給仕員	販売員	包装者	見習	新聞配達	立売	運搬	配達員	売子	雑役	子役		
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
総数	4,845	36	16	8	32	10	1	1	103	55	252	19	5	3	1	1	3,921	10	3	8	26	13	4	32
就学時期中	4,642	31	16	8	32	-	-	1	103	55	252	14	5	3	1	1	3,816	10	3	8	5	5	2	29
就学時期外	203	5	-	-	-	10	1	-	-	-	-	5	-	-	-	-	105	-	-	-	21	8	2	3

産業別 職種別 労働時期別	サービス業													公務				
	(映画を除く) 劇場及び興行、					競馬場	理髪、理容業	他に分類されない修理業	医療	教育	経済団体			国家事務	地方事務			
	舞踊	ダンス	子役	エキストラ	おはこび	浪曲	払戻し	助手	雑役	給仕	給仕	伝票の集計	抽籤場係	中元売出準備係	給仕	測量人夫	事務見習	草取上水道
総数	9	9	197	17	8	2	1	3	1	1	10	2	12	1	4	1	3	4
就学時期中	3	6	191	17	8	2	1	1	1	1	10	-	-	-	1	-	-	-
就学時期外	6	3	6	-	-	-	-	2	-	-	-	2	12	1	3	1	3	4

幼児の業務と労働時間表 (33名)

性別	事業名	業務名	労働時間	契約期間
女	娯楽興業	子役	1日につき 7時間以内	5ヶ月
〃	〃	〃	〃 30分	1ヶ月
〃	〃	〃	〃 〃	〃
〃	〃	舞踊役	〃 35分	15日間
〃	〃	子役	〃 7時間	40日
男	〃	〃	〃 40分	25日
〃	〃	〃	〃 20分	1ヶ月
女	〃	エキストラ	土、日だけ	1ヶ月
男	〃	〃	〃	〃
女	〃	〃	〃	〃
男	〃	〃	〃	〃
女	〃	子役	不明	〃
女	〃	〃	7時間以内	〃
男	〃	〃	〃	〃
女	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
男	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

性 別	事 業 名	業 務 名	勞 働 時 間	契 約 期 間
男	娯 楽 興 業	子 役	20分	1 ヶ年
〃	〃	エキストラ	7 時間以内	〃
女	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	子 役	7 時間	〃
女	〃	歌 謡	1日 3回 1回 3分 1日 10分	16日間
女	〃	子 役	7 時間以内	8 日間
〃	〃	舞踊おはこび	午後 2時—午後 6時 この 間 50分毎に 20分の休憩	自 24. 4. 10 至 24. 5. 20 (2日目に1日出)
〃	〃	舞 踊	午後 2時—午後 8時 1日 5回 毎回 3分出演	自 24. 4. 10 至 24. 5. 20
男	〃	子 役	自 午前 10時30分 至 〃 11時30分	自 24. 9. 3 至 24. 9. 27
〃	〃	〃	1週 3時間の日 6日	自 25. 2. 21 至 25. 8. 31
女	〃	〃	出演 実働 10分間	自 25. 2. 21 至 25. 8. 21
〃	〃	〃	1週につき 3時間の日 6日	〃
〃	〃	〃	〃	〃

(第二回調査)

府県別に見た性別、年齢構成表

昭和24年4月1日より25年3月31日まで

都 道 府 県 別	性 別 年令別	男					女					合 計	備 考
		12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計		
1 北海道		0	52	109	91	252	0	3	11	0	14	266	家畜の飼育、鶏 兎の飼育 男(12才)1名、 時間不明
2 青森		2	64	73	56	195	0	0	2	5	7	202	
3 岩手		0	8	12	14	34	0	4	7	1	12	46	
4 宮城		0	46	77	64	187	0	0	1	0	1	188	
5 秋田		5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	7	
6 山形		0	0	4	10	14	1	2	1	0	4	18	
7 福島		0	33	66	146	245	1	0	5	16	22	267	
8 茨城		2	3	7	5	17	0	2	0	1	3	20	
9 栃木		0	18	25	22	65	1	4	9	2	16	81	
10 群馬		1	14	11	14	40	0	0	0	0	0	40	
11 埼玉		7	21	45	17	90	1	2	4	2	9	99	
12 千葉		4	30	40	37	111	3	4	2	0	9	120	
13 東京		44	27	59	53	183	49	16	4	5	74	257	
14 神奈川		6	36	107	110	259	6	5	3	2	16	275	
15 新潟		0	6	29	25	60	0	1	1	27	29	89	
16 富山													
17 石川		5	7	1	0	13	1	1	0	0	2	15	該当なし

性 別			男					女					合 計	備 考
都 道 府 県 名	年 令 別	12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計			
18	福 井	0	0	0	7	7	0	0	0	2	2	9	該当なし	
19	山 梨	4	13	10	14	41	0	0	1	0	1	42		
20	長 野	1	14	42	125	182	0	0	3	0	3	185		
21	岐 阜	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1		
22	静 岡	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0	13		
23	愛 知	0	9	12	17	38	0	0	0	1	1	39		
24	三 重													
25	滋 賀	0	1	6	2	9	0	0	0	0	0	9		
26	京 都	14	46	59	74	193	42	6	15	6	69	262		
27	大 阪	9	29	43	61	142	5	5	5	4	19	161		
28	兵 庫	0	28	99	151	278	0	1	1	14	16	294		
29	奈 良	0	1	6	7	14	0	0	3	1	4	18		
30	和 歌 山	0	9	13	18	40	0	1	2	1	4	44		
31	鳥 取	0	5	5	8	18	0	0	2	2	4	22		
32	島 根	0	4	10	5	19	0	1	1	0	2	21		
33	岡 山	0	43	33	40	121	0	6	10	6	22	143		
34	広 島	36	92	158	118	404	30	16	50	28	104	508		
35	山 口	0	17	33	24	74	0	3	2	1	6	80		

都 道 府 県 名	性 別		男					女					合 計	備 考
	年令別	12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計			
36	徳	島	0	0	0	2	2	1	0	0	2	3	5	
37	香	川	0	0	4	4	8	0	0	0	1	1	9	
38	愛	媛	1	4	4	6	15	0	0	1	2	3	18	
39	高	知	5	4	5	8	22	1	2	1	5	9	31	
40	福	岡	0	30	73	122	225	0	1	0	2	3	228	
41	佐	賀	1	6	13	12	32	0	1	5	4	10	42	
42	長	崎	3	21	23	22	69	0	2	2	4	8	77	
43	熊	本	0	4	3	7	14	0	0	0	0	0	14	
44	大	分	7	32	131	109	279	1	6	17	7	31	310	
45	宮	崎	0	23	10	26	59	0	15	7	19	41	100	
46	鹿	児	30	46	20	23	119	21	18	7	5	51	170	
合 計			187	848	1,485	1,690	4,210	164	128	165	178	635	4,845	

時 間 期 間 に 關 係 す る 者	f) 週 間 働 く 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	g) 週 間 働 く 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	h) 週 間 働 く 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	i) 週 間 働 く 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	j) 週 間 働 く 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	計	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	k) 週 間 36時間以上 修 学 の 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	l) 週 間 36時間未満 34時間以上 修 学 の 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	m) 週 間 34時間未満 32時間以上 修 学 の 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	n) 週 間 32時間未満 30時間以上 修 学 の 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	o) 週 間 30時間未満 修 学 の 者	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	計	男 女 計																	
		男	女																
時 間 期 間 に 關 係 す る 者	V 備考	男 女 計																	
		男	女																

年少労働調査資料 (発行したもの)

- 第 1 集 鉄道連結手災害調査 (1948 年 5 月—プリント)
- 第 2 集 衛生上有害物質を取扱う業務に関する特殊調査 (1948 年 6 月—プリント)
- 第 3 集 「サーカスを視て」—サーカスの年少労働者演技の調査 (1948 年 7 月—プリント)
- 第 4 集 年少労働者災害統計 (1948 年 8 月—プリント)
- 第 5 集 国営鉄道事業における年少従業者の適業基準 (1949 年 9 月—プリント)
- 第 6 集 「働く少年少女のメモ」—年少労働者の労働および労働態度調査 (1949 年 8 月—活版)
- 第 7 集 「学びながら働く年少者」—労働基準法による使用許可証明をえて働く年少者の調査 (1949 年 8 月—活版) …… (第一回)
- 第 8 集 「街頭に働く年少者」—年少街頭労働者実態調査の報告— (1949 年 10 月—活版)
- 第 9 集 「サーカスに働く年少者」—サーカスに働く年少者実態調査の報告— (1950 年 1 月—活版)
- 第 10 集 電球および真空管製造業に働く年少者の実態調査— (1951 年 6 月—プリント)
- 第 11 集 電球および真空管製造業—年少労働者の適業 (1950 年 9 月—プリント)
- 第 12 集 電球および真空管製造業に働く年少者の余暇生活調査—余暇生活施設調査 (1950 年 11 月—活版)
- 第 13 集 “ ” “ ” —余暇生活個人調査 (1950 年 11 月—活版)
- 第 14 集 電球および真空管製造業に働く年少者の労働条件および労働環境実態調査 (1951 年 1 月—活版)
- 第 15 集 小企業に働く年少者—金属及び機械器具製造業— (1951 年 12 月—活版)
- 第 16 集 造船業に働く年少者の余暇生活調査— (1952 年 6 月)
- 第 17 集 造船業に働く年少者の実態調査— (1952 年 7 月)

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00729956